社会福祉法人仁多福祉会

一般事業主行動計画

令和 4年 4月 1日

女性職員が働きやすい雇用環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮し、活躍できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

- 1. 計画期間 令和4年4月1日 ~ 令和7年3月31日 までの3年間
- 2. 内容

目標1 : 仁多福祉会各事業所において、有給休暇取得率(夏季休暇、特別有給休暇を含む)

を40%以上とする。

<対 策>

- ・管理職会において各事業所毎、雇用形態毎の取得率を確認し、目標に達しない事業所においては有 給休暇を取得しやすい環境を整備する。
- ・有給休暇を取得しにくい環境があれば、原因を分析し、職員配置等の改善を図る。

目標2 : 非正規職員から正規職員への転換を計画期間内に1人以上行う。

<対 策>

・計画期間中、毎年度1月に内部登用制度により内部登用試験の周知を図り、2月までに試験を行い、4月より登用を図る。